

受付番号 第 号
2014年6月10日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号2番 答弁者 総務課長

質問事項 行政不服申立制度の大改正の影響について

《質問要旨》

行政不服審査制度は、課税や追徴課税、許認可、運転免許の停止、生活保護認定など国や地方自治体の全ての行政処分について、違法、または不当な行政処分があった場合、国民に不利益が生じないように、国民みずから取り消しを求める手続きを定めた制度である。行政処分の取り消しや変更を求めるために異議を申し立てると、その処分が妥当であるかどうか審査される。

手続きが簡易で手数料もかからないため、労災認定や情報公開制度の非開示決定に対する審査などでも広く活用されている。

1962年、昭和37年に制度ができてから大きな見直しが行われてこなかったが、半世紀ぶりの抜本的改正と銘打って、先の6月6日、参院本会議で可決、成立した。

審査の公正性や利便性を高める仕組みなどを盛り込み、2年以内に施行とされている。そこで、総務課長に問う。

1. 【申立期間の延長】

不服申立期間を現行の「処分決定後60日」に対して、野党4党案は「6カ月」に延長としたが、政府案の「3カ月」で決定した。

現在でも、直接、裁判所に訴える場合は「6か月」の期間が認められていることから考えると、改正してなお「3カ月」というのは、権利保護として不整合だとは考えないか。

2. 【異議申立ての手続きを「審査請求」に一元化】

行政に対する異議申し立てを廃止し審査請求に一元化する、という。

例えば、道路運送車両法の場合の異議申立先は、現在は国土交通省の出先機関である地方運輸局（長）だが、審査請求に一元化されると、請求者は東京の本省まで出向かなければならなくなり、国民の権利救済行使の制約になる、との指摘がある。

このような認識で良いのか。

例えば、県や市の情報公開条例における処分への不服申し立ては、各自治体の条例なので、通常はいわゆる「上級庁」がないから異議申立になるのが基本。この異議申立はどのようになるのか。

例えば、市税の賦課処分に対する不服申し立ては、現在と比べて、どのようになるのか。その他、市民に身近なことで、認識しておくべき事例は何があるか。

3. 【不服申し立ての前置制度の廃止・縮小】

現在、不服申し立てを経た後でなければ裁判所に訴えられない、と定める法律は少なくない。現在の前置制度はどのように変化するのか。

4. 【処分した職員が審査に加わらない制度】

現在、例えば、住民税や生活保護では、課税額や可否を決める部署の職員が不服審査に加わるなどしているので、公平性に問題がある。

そこで、中立性を保つため処分に関与していない職員による審査を義務付ける、とされている。つまり、改正法では当事者でない職員が中立的な立場から審査する「審理員」制度を導入するという。

県や山口市においては、どのようになり、どのように機能し得るのか。

5. 【第三者機関の設置】

審査結果が妥当かを有識者がチェックする第三者機関も設け、救済を求める国民が使いやすい制度にする、審査結果を監視する第三者機関は、国や自治体に行政不服審査会も設ける、という。

山口市においては、どのようになり、どのように機能し得るのか。

6. 【行政手続法改正】

今回の一連の改正で、国民の権利利益の保護の充実のための手続きを整備したという。

「処分等の求め」及び「行政指導の中止の求め」とはそれぞれ、どのようなことをいい、どのような時にどのような形で国民が行行使できるのか。

山口市においては、どのようになり、どのように機能し得るのか。

7. 新旧比較や今後についてのまとめ

行政にはいろいろな処分があるが、当事者である国民にとって、「国」、「県」、「市町村」のそれぞれの処分に対しての不服申し立ては、どのような筋道になるのか。改正前と改正法施行後と比較して説明されたい。

国民、あるいは市民にとってどのような影響があるのか。

情報公開条例、行政手続条例、その他の市の条例の規定と運用にはどのような影響が出るのか。

施行に向けて、市はどのように対応していくことになるのか。

以上